

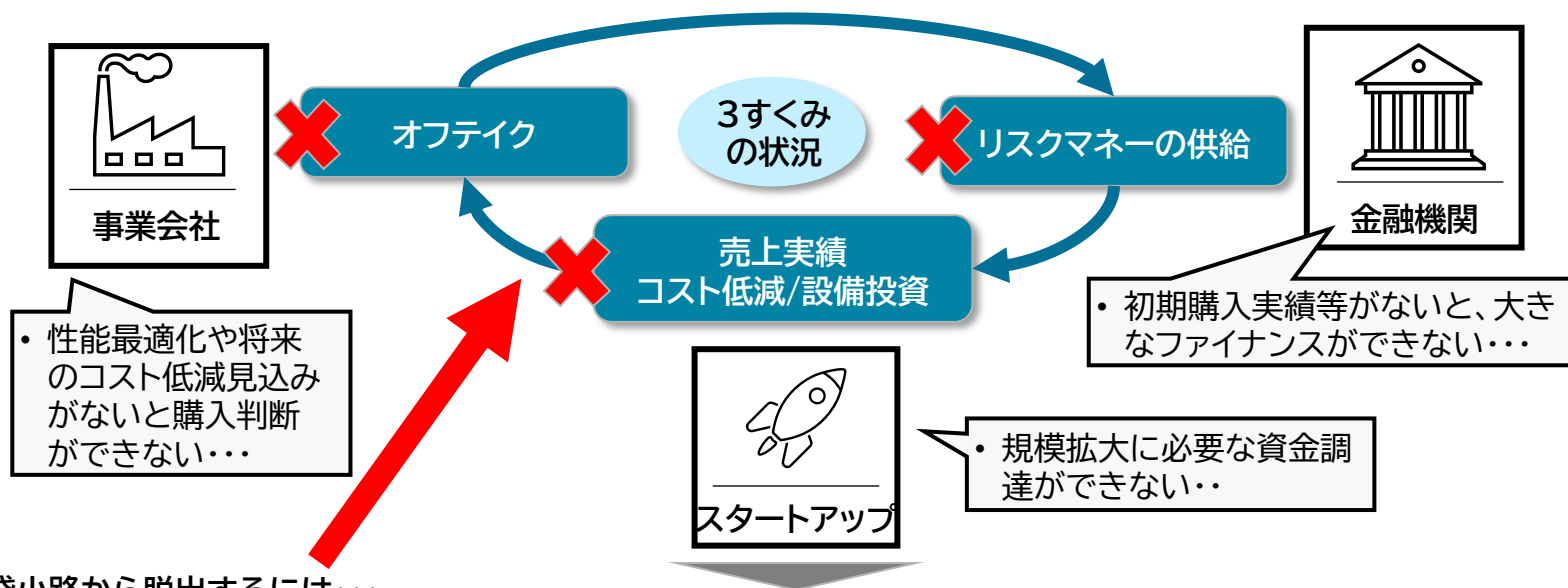
大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／ 市場創出及び本格調達・購買の実現可能性の検証

2026/8/12 時点

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業の背景 | ディープテック分野の「3すくみ」構造

- ディープテック分野では、事業会社、スタートアップ、金融機関の3者が相互に意思決定できない「3すくみ」の状況により、実導入が進みにくい構造が生じている。
- 事業会社は、性能最適化や量産化による将来的なコスト低減の見通しが立たなければ、導入・購入の判断を行うことが難しいことも多い。
- スタートアップは、事業規模の拡大に必要な資金調達が難しく、また大企業による実導入を踏まえたフィードバックがなければ、性能最適化やコスト低減に向けた部材選定や仕様の確定を進めることができない。
- 金融機関においても、初期導入や実証等の実績がない段階では、十分なファイナンスの提供が難しい。



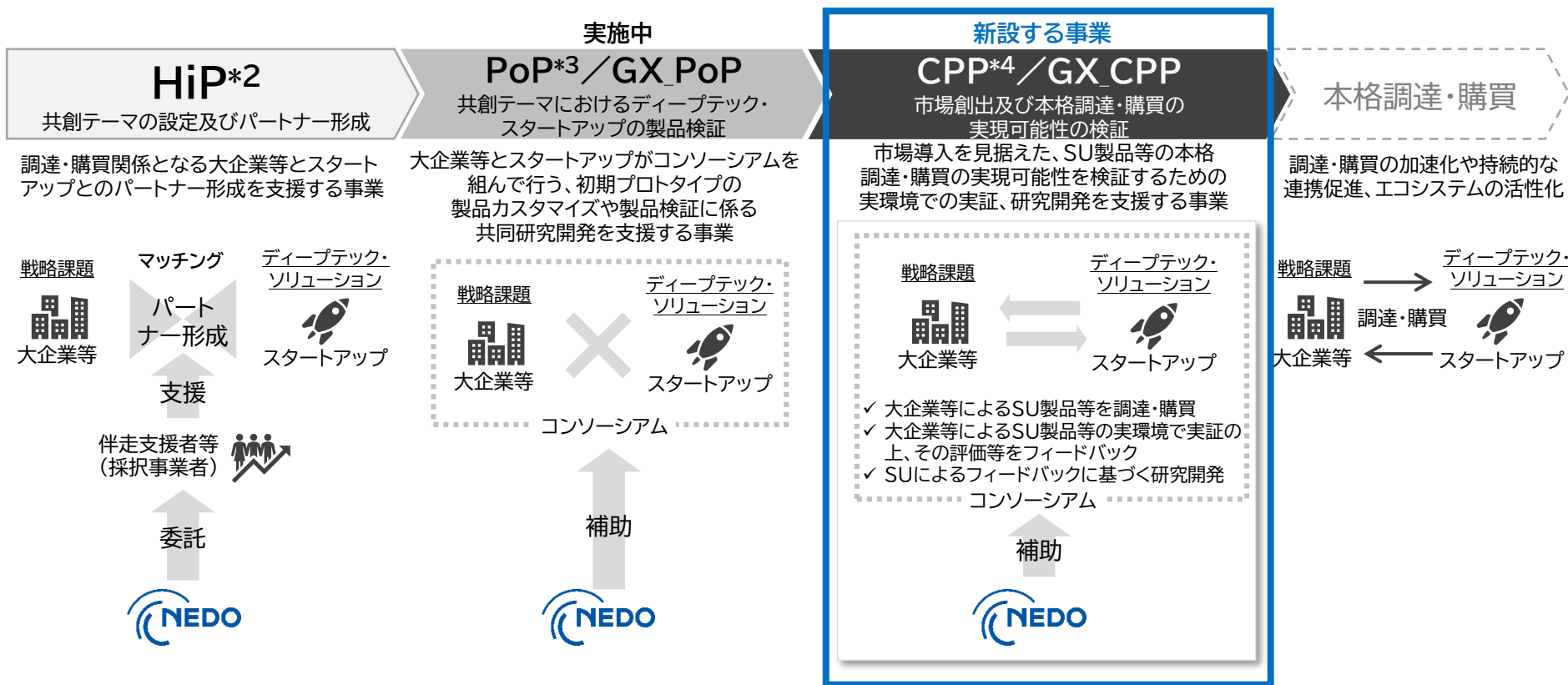
袋小路から脱出するには...

本事業の支援内容

事業会社へのディープテック製品導入インセンティブによりディープテック製品の性能最適化、価格低減に資する事業会社・スタートアップ双方のジョイントコミットメントを引き出す政策支援

事業の全体像

「共創パートナーシップ 調達・購買ガイドライン」*1を踏まえ、大企業等の課題を解決する可能性を秘めた技術シーズを持つスタートアップと、その製品・サービスの調達・購買を希望する大企業等を対象に、市場創出、本格調達・購買に至るために必要な支援を実施します。



*1: 大企業等がスタートアップ製品・サービスを調達・購買する際の望ましい在り方(プロセスや推進体制等)を整理し、経済産業省・NEDOが2025年4月に公表したもの。

併せて、事業を円滑に進めるための、「初期購買趣意書」、「初期購買モデル契約書」を整備・公表。

*2: HiP: Hypothetical-issue identification and Partnering

*3: PoP: Proof of Product

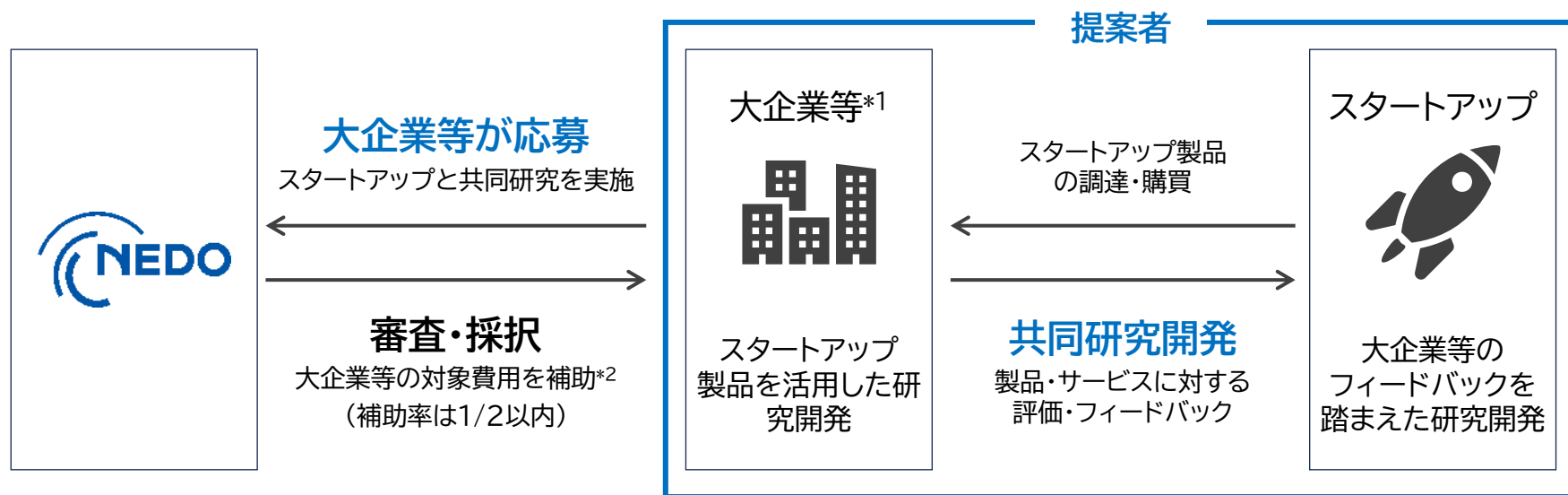
*4: CPP: Corporate Partnerships Program

想定スキーム(1/2)

大企業等が、スタートアップ製品を事業開始後に購買の上で検証し、その評価等に基づいてスタートアップが研究開発を行うことで、スタートアップと大企業等が共同して性能最適化やコスト低減施策等を進め、事業終了後の購買に繋げることを目指します。

事業終了後の購買に関する要件(価格/数量/納期など)は基本合意書(LOI)として取り纏め、大企業等とスタートアップ合意のもと、応募時に提出して頂きます。

補助対象費用上限(事業全体の規模):20億円、事業期間:1~3年



*1 大企業等: 中小企業基本法における中小企業の資本金の水準を上回り、常用従業員数2,000人を超える大企業を想定するが、本事業の趣旨に合致する事業会社を指す。

*2 購買に係る補助率は、スタートアップ製品・サービスの現状価格と、大企業等が本事業終了後に購買する際に求める価格との差を元に設定(補助率の上限は1/2)。

想定スキーム(2/2)

大企業等によるスタートアップ製品の購買に係る補助率は以下を想定しています。

購買に係る補助率

LOIに記載されるスタートアップ製品の現状価格と目標価格との価格差を元に設定します(現状価格、目標価格について後述)。当該補助率は1/2を上限とします。ここでいう「現状価格」とは、スタートアップが設定している現在の製品価格を指します。カタログ価格がある場合はその価格を、カタログ価格がない場合は合理的な根拠に基づいて設定された製品価格を用います。また、「目標価格」とは、本事業終了後に大企業等が当該スタートアップ製品を購買する際に、大企業等とスタートアップが協議のうえ合意した製品価格を指します。なお、目標価格は価格低減に限らず、性能最適化、品質向上、コスト低減等を踏まえて設定するものとします。

例1)現状価格が目標価格の2倍未満の場合

現状価格が5,000万円、目標価格が3,000万円の場合、現状価格と目標価格の差額は2,000万円となります。そのため、購買に係る補助率は、2,000万円を5,000万円で除した2/5となります。

例2)現状価格が目標価格の2倍以上の場合

現状価格が5,000万円、目標価格が2,000万円の場合、価格差は3,000万円となります。この場合、価格差は現状価格の1/2である2,500万円を超えるため、購買に係る補助率は、2,500万円を5,000万円で除した1/2となります。

例3)現状価格と目標価格の差がない場合

現状価格から目標価格を差し引いた額が0円以下となる場合、現状価格と目標価格の価格差は0円として扱い、購買に係る補助率も0とします。

※購買に係る補助率を除き、その他の経費に係る補助率は1/2とします。また、購買に係る補助率が0の場合でも、その他の経費については本事業の対象費用として計上することができます。

応募要件(案) | 大企業等の要件

No.	要件(案)
1	別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
2	補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力や本事業終了後の事業化を達成するために必要な能力を有すること。
3	補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、十分な経理的基礎を有すること。
4	補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
5	採択にあたっては、NEDOが所管するウェブサイト上で社名が公表されることに同意すること。
6	本事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び購買等の状況調査にご協力いただけること。
7	反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
8	委託・共同研究先となるスタートアップとの間で、LOIを双方合意の上で取り交わしていること。
9	日本に登録されている民間企業であって、事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。
10	補助事業期間において、スタートアップ製品を購入して検証し、性能、品質、仕様、運用性、コスト等に関する技術的なフィードバックを行うこと。また、当該フィードバックを継続的に行うための体制を構築・維持すること。
11	原則としてスタートアップの経理処理等についても随時助言・監督を行うこと。
12	補助事業の実施を通じ、「GXリーグ参画企業に求める取組」と同様のGXに係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を追加資料として「GXに係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GXに係る取組申告書」には、補助事業を通じて実施する予定のCO2排出削減のための取組を記載すること(補助事業で実施した研究開発及びその成果の事業化を通じたCO2の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、補助事業期間中の研究開発やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。)。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となること。

応募要件(案) | スタートアップの要件(1/2)

以下の要件は、大企業等とLOIを締結するスタートアップが対象となります

No.	要件(案)
1	別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
2	補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力や本事業終了後の事業化を達成するために必要な能力を有すること。
3	補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、十分な経理的基礎を有すること。
4	補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
5	採択にあたっては、NEDOが所管するウェブサイト上で社名が公表されることに同意すること。
6	本事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び購買等の状況調査にご協力いただけること。
7	反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
8	委託・共同研究先となるスタートアップとの間で、LOIを双方合意の上で取り交わしていること。
9	日本に登録されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた技術シーズを元に社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発を行っており、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。また、未上場の事業者であること。
10	中小企業基本法等に定められている中小企業に該当する法人であってかつ、みなし大企業に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。
11	大企業の持分法適用会社ではないこと。

応募要件(案) | スタートアップの要件(2/2)

以下の要件は、大企業等とLOIを締結するスタートアップが対象となります。

No.	要件(案)
12	事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性*があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、「応募に係る要件確認に対する説明書」及び「添付書類(会社定款、取締役名簿、株主名簿等)を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。
13	応募時点で、原則として、設立から15年以内の企業であること。
14	技術研究組合ではないこと。
15	提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が5%以上の企業であることが確認できること。

※ここでいう「経営の一体性」とは、提案者が行う意思決定が、当該法人が行う意思決定と同様のものとみなすことができる株主構成となっており、かつ、提案者と当該法人の役員構成が一定程度同一とみられることを指します。また、本要件におけるただし書きは、海外における資金調達を行うため等、多様な企業形態を考慮して設定したものです。そのため、「応募に係る要件確認に対する説明書」において、当該法人の業態や50%以上の提案者の株式を保有している理由等をご記載いただき、審査における参考情報とします。

補助対象事業(案)

No.	要件(案)
1	第1回日本成長戦略会議(2025年11月10日)において提示された17の戦略分野*に該当し、経済産業省所管の鉱工業技術(ただし、原子力技術に係るものは除く。)に関わる技術開発の提案であること。
2	具体的技術シーズがあって、技術開発要素があることが想定されること。なお、技術開発要素が少ないものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とする。
3	競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。なお、実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。また、医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は補助対象とします。
4	脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO2の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出しうるものを対象とし、そのうち、太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO2の排出の抑制に係る事業であること。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものであること

※日本成長戦略会議(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/pdf/jgs2026.pdf>)参照。AI・半導体、デジタル・サイバーセキュリティ、情報通信、量子、防衛産業、航空・宇宙、海洋、造船、マテリアル(重要鉱物・部素材)、合成生物学・バイオ、創薬・先端医療、資源・エネルギー安全保障・GX、フュージョンエネルギー、フードテック、防災・国土強靱化、港湾ロジスティクス、コンテンツを指す。